

1年時のみの配付のため、3年間保管をお願いいたします。

富山県立しらとり支援学校

高等部

進路支援の手引

よりよい卒業後の生活に向けて



本人、保護者、学校が手を取り合い連携し、生徒一人一人のよりよい進路選択・卒業後の豊かな生活の実現を目指しましょう。

進路支援部

2025年4月

目次

はじめに

1 進路支援の流れ	1
・高等部1年～3年の進路支援スケジュール	
・卒業後の進路支援（アフターケア）	
2 進路先について	5
・福祉就労について	
・一般就労について	
・将来に向けて身に付けたい力	
3 事業所利用のための手続き確認表	9
4 本校高等部の過去3年間の進路状況	18
5 令和6年度 高等部3年生進路先一覧	19
※ 添付資料：事業所の地図	

はじめに

本校の進路指導は、学校教育目標「自立と社会参加を目指し、心身ともに健康で自分らしく人や社会とつながろうとする児童生徒を育成する」を受け、卒業後の社会生活・職業生活が充実したものになるよう学校教育全体を通して生きる力を高めたり、一人一人に応じた進路選択ができるよう支援したりすることを方針としています。

そこで、生徒や保護者のみなさんに対して、新しい福祉制度や事業所などの情報提供を行い、連携をしながら進路支援を進められるよう、この「進路支援の手引」を作成しました。この「進路支援の手引」を活用し、一人一人の進路支援に生かしていただければと思います。

ご利用にあたって

- ・この「進路支援の手引」は、令和7年3月の状況を基に作成してあります。ここに記載してある内容については、変更や改定があることもありますのでご注意ください。
- ・紙面の関係上、簡潔にまとめてありますので、詳しくは進路支援部までお問い合わせください。

進路支援の流れ

<高等部 1 学年>

進路希望調査
Ⅰ（4月）

現在の希望を記入し、提出してください。就業体験先や進路先の選択に役立
てます。

高1・2
進路説明会
（4月）

卒業後の進路や就業体験についてなど、進路支援についてのスケジュールを
お伝えします。

保護者懇談（6月）

進路についての情報交換や相談をします。

- ・進路希望の聞き取りと夏休みの職場見学に向けた情報提供をします。

校内
就業体験
（6月）

1 学年は、校内で就業体験を行います。

1 日を通した 10 日間作業学習を行うことで、働くための基本的な力を身に
付けます。

障害福祉サービス
事業所合同説明会
・事業所見学
（7～8月）

障害福祉サービス事業所合同説明会で事業所の様子を聞いたり、夏季休業中
に事業所にアポイントを取って本人、保護者と見学に行ったりして、校外就業
体験に向けて準備をしましょう。

校内
就業体験
（11月）

第1回同様10日間、作業学習に取り組みます。

日頃の作業学習における課題を、学校、家庭が協力して解決できるように取
り組みましょう。

進路希望調査
Ⅱ（12月）

事業所見学と2回の校内就業体験とを終え、希望を記入し、提出してくださ
い。就業体験先や進路先の選択に役立ってます。

高1
進路相談会
（3月）

学年末の保護者懇談会に併せて進路相談を行います。
2 学年の校外就業体験に向けて、進路先を検討します。

<高等部2学年>

進路希望調査
Ⅰ（4月）

高1 進路相談会後の希望を記入し、提出してください。
進路希望調査を受けて、校外就業体験の希望事業所に4月下旬までに就業体験の依頼をします。

高1・2
進路説明会
（4月）

卒業後の進路や就業体験についてなど、進路支援についてのスケジュールをお伝えします。

保護者懇談（6月）

進路についての情報交換や相談をします。

- ・第1回就業体験の確認とその後の流れについて話をします。

第1回校外
就業体験
（6月）

体験先が決まり次第、体験先で本人、保護者、担任や進路支援部担当者が参加し面接を行います。

校外で就業体験を行います。期間は原則、一般企業、就労移行事業所、A型事業所が10日間、B型事業所および生活介護事業所が2～5日間です。作業日誌で体調や家庭での様子を記入し、体験先と連携し働くための力を伸ばしていきましょう。

就業体験期間中で校外就業体験を行わない日は、校内就業体験に参加します。

第1回校外就業体験を終え、希望を記入し、提出してください。第2回就業体験の体験先は夏季休業明けまでに決定します。

進路希望調査
Ⅱ（7月）

高2
進路相談会
（7月）

進路希望調査を基に、次回の就業体験先について担任、進路支援担当者と相談します。相談を踏まえて必要な場合は、夏季休業中に事業所の見学をしてください。

障害福祉サービス
事業所合同説明会
・事業所見学
（7～8月）

障害福祉サービス事業所合同説明会で事業所の様子を聞いたり、夏季休業中に事業所にアポイントを取って本人、保護者と見学に行ったりして、次回の校外就業体験に向けて準備をしましょう。

第2回校外
就業体験
（11月）

6月と異なる体験先の場合は事前に面接を実施します。学校と家庭が協力し、第1回校外就業体験の課題や日頃の作業学習における課題を解決できるよう取り組みましょう。就業体験期間中で校外就業体験を行わない日は、校内就業体験に参加します。

進路希望調査
Ⅲ（12月）

2回の校外就業体験を終え、その様子を踏まえ3学年の校外就業体験に向けて希望を記入し、提出してください。

<高等部3学年>

**進路希望調査
Ⅰ（4月）**

高等部卒業後の進路先や第1回校外就業体験の体験先の希望を記入し、提出してください。進路希望調査を受けて校外就業体験の希望事業所に4月下旬までに就業体験の依頼をします。

**高3
進路相談会
（4月）**

今年度の進路支援に関する手続きの流れやスケジュールについて、保護者向けに情報提供をします。

第1回就業体験で事業所から内諾を得ることができるよう、体験での目標や課題などを共通理解します。就業体験についての打ち合わせも行います。

保護者懇談（6月）

進路についての情報交換や相談をします。

- ・第1回就業体験の確認とその後の流れについて話をします。

**第1回校外
就業体験
（6月）**

校外で就業体験を行います。卒業後の進路先として適当か確認しましょう。また、事業所から「卒業後に来てもよい」という内諾を得られるようにしましょう。就業体験期間中で校外就業体験を行わない日は、校内就業体験に参加します

※卒業後、B型事業所への就労を希望する場合には、夏季休業中に就労移行事業所のアセスメントを受ける必要があるために、この第1回校外就業体験で内諾を得ることが望ましいです。

**進路希望調査
Ⅱ（7月）**

校外就業体験を終え、その結果を踏まえ卒業後の進路としての希望を記入し、提出してください。B型事業所への就労を希望する場合にはアセスメントを実施する移行支援事業所の希望も記入してください。

**高3
進路学習会
（7月・保護者対象）**

安心して卒業後の生活が送れるように、外部講師から卒業後の生活の在り方や困った時の関係機関の利用の仕方についての話を聞きます。

**<B型>
移行支援事業所で
アセスメント
<企業、A型>
ハローワークで
求職登録
（夏季休業中）**

<B型事業所への就労希望者>

B型事業所での就労を希望及び決定している場合は、移行支援事業所で5日間のアセスメントを行います。

<一般企業、A型事業所への就労希望者>

一般企業およびA型事業所に就労を希望している本人と保護者はハローワークで求職登録や重度判定の申し込みを行います。

第2回校外 就業体験

(11月)

校外で就業体験を行います。最後の就業体験です。卒業後の生活をイメージして取り組みましょう。就業体験期間中で校外就業体験を行わない日は、校内就業体験に参加します

進路希望調査 Ⅲ (12月)

校外就業体験を終え、その結果を踏まえ卒業後の進路としての希望を記入し、提出してください。

利用開始・ 契約に向けて 手続き

卒業後の進路先に合わせた契約に向けて必要な手続きをしていきましょう。詳しい手続きについては手引きの「事業所利用のための手続き確認票」を参考にしてください。

利用開始・ 契約

利用開始日は事業所によって異なります。
また、利用を開始すると、児童の障害福祉サービスである放課後等デイサービスを利用することはできなくなります。

卒業後のアフターケア

卒業後3年間、学校から職場を訪問します。また卒業後の1年目には家庭へ電話で聞き取りを行い、様子を把握します。さらに、事業所の担当者や相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、富山障害者職業センター、ハローワークなどと連携しながら、事業所へのよりよい定着に向けて支援を行います。

高等部卒業後の進路先について

一般的に卒業後の進路先としては、大きく分けると進学、就職、通所、入所、その他の5通りあります。本校の多くの生徒は卒業後通所しており一部の生徒が就職しています。

○福祉就労について

通所

通所の1～4及び入所についてはすべて障害福祉サービスを受けることになりますので、利用申請の際には療育手帳等が必要になります。

1 就労移行支援

「就労移行支援事業所」は、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを目的としています。

- ・利用者ごとに、標準期間（24か月）内で利用期間を設定しています。
- ・事業所内や企業における作業や実習等を通して、本人の適性に合った職場探しを行います。
- ・就労継続支援B型事業所利用のためのアセスメントを行います。

2 就労継続支援

「就労継続支援事業所」は、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援のための事業所です。一般企業への就職が困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、知識と能力の向上に必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。

就労継続 支援A型

サービス内容：通所による雇用契約に基づく就労の場の提供を行い、最低賃金を保障します。

富山県の最低賃金は、時給998円です。（R6年10月）

※労働基準法の適用を受けますが、最低賃金については働きぶりなどで除外されることもあります。

就労継続 支援B型

サービス内容：雇用契約を結ばず、利用者が支援を受けながら働く“非雇用型”です。

- ・富山県の平均月額工賃約 22,589円。

（R5年度実績）

※就労継続支援B型事業所は、就労移行支援事業所を利用してB型事業所を利用することが適当と判断された場合、利用できるようになっています。
そのため、卒業後すぐに就労継続B型事業所を利用するためには、高等部在学中に就労移行支援事業所でのアセスメントを受けておく必要があります。

＜とやま地域共生型福祉推進特区・地域共生型障害者就労支援事業＞

指定就労継続支援B型事業所「はたらくわ」（H25開所）

事務所「このゆびと～まれ」 富山市富岡町 355 Tel.076-493-0765

「このゆびと～まれ」の他、いくつもの富山型デイサービス事業所で掃除や食事の補助食器洗いなどを手伝う仕事で就労を受け入れています。

3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」で、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

4 生活介護

常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

・対象者：障害支援区分（1～6のうち）3以上

入所

施設入所

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

日中活動の生活介護と、住まいの場として施設入所支援を組み合わせる利用することができます。

・対象者：障害支援区分（1～6のうち）4以上

障害支援区分は非該当、区分1～6の6段階あり、数字が大きいほど支援が必要ということで、多くのサービスを受けられることになります。区分は市町村の聞き取りと医師の意見書をもとに審査判定を行い、市町村が認定します。

○一般就労について

就職

ハローワークや特別支援地域就労支援アドバイザーと連携しながら、本人の希望や能力、適性に合うような職場を開拓します。校外就業体験を通して、本人の「その会社で働きたい」という気持ちと、事業所からの「本人の働きぶりが良い」という評価が合致することで採用の内諾を得ることができます。

就職についても障害者雇用になるには療育手帳等が必要になります。

一般企業

雇用形態は1年間の契約社員やパートタイマーなどが多く、年度で更新する形となっています。

＜障害者の雇用に関する法律について＞

全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害雇用率制度）。

- ・法定雇用率：民間企業 2.5%（令和6年4月1日より）

特例子会社

「特例子会社」とは、障害者雇用に特別に配慮した子会社を設立し、雇用した障害者を親会社の雇用とみなす制度です。

本社が富山県にある特例子会社は、以下の6社です。

（R6年6月現在 厚生労働省HPより）

- ・アルビスクリーンサポート（株） 射水市 親会社：アルビス（株）
- ・小林製薬チャレンジド（株） 富山市 親会社：小林製薬（株）
- ・（株）F&F 砺波市 親会社：（株）ヨシケイライフスタイル
- ・G&G アソシエイト（株） 富山市 親会社：（株）G&G ホールディングス
- ・朝日印刷ビジネスサポート（株） 富山市 親会社：朝日印刷（株）
- ・北陸電力ウィズスマイル（株） 富山市 親会社：北陸電力（株）

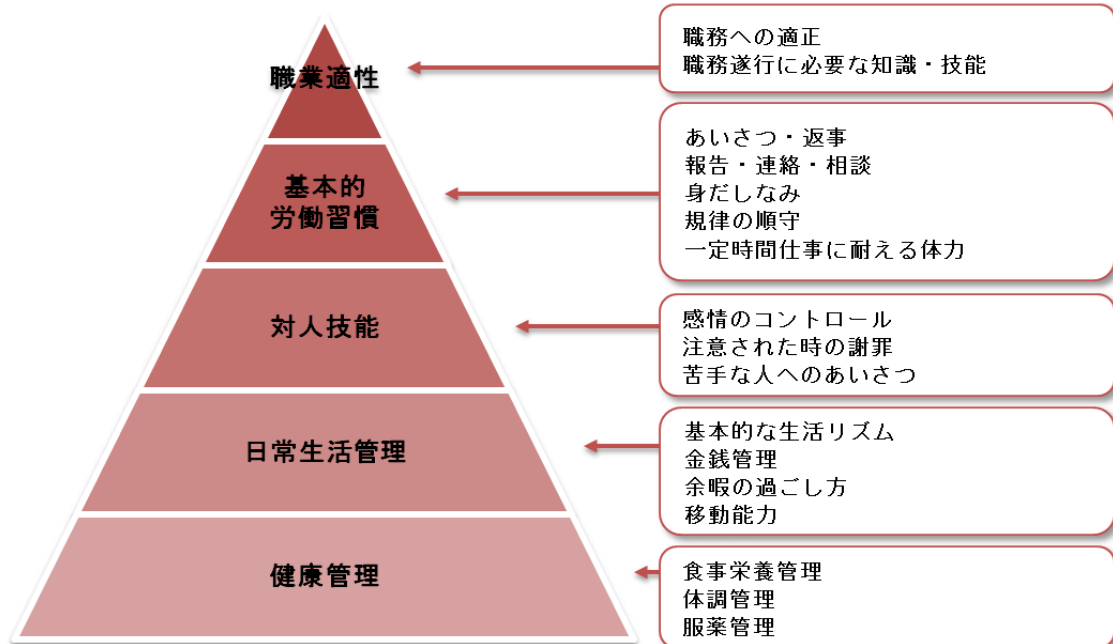
チャレンジ雇用

「チャレンジ雇用」とは、1年間以内の期間を単位として、官公庁などに非常勤職員として雇用する制度です。1～3年間の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職を実現します。

○将来に向けて身に付けたい力

- 一般企業への就労の可能性を高めるためには、就労に必要な要件の『職業準備性』（働く意欲、仕事に対する知識・技能、働く態度、コミュニケーションなどの対人技能、基本的な生活習慣、体力、身だしなみ、挨拶など）を高めておくことが大切です。
(下図参照)
- 福祉サービス事業所への就労においても、健康管理や日常生活管理をしっかりと身に付けて習慣化し、それを基盤として作業学習を始めとした授業や就業体験、家庭でのお手伝いなどを通して、対人技能・基本的労働習慣・職業適性を伸ばしていきましょう。

職業準備性のピラミッド



独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構発行の『就業支援ハンドブック』より引用

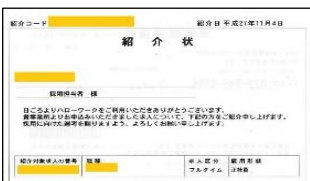
利用手続き確認表

(就労移行支援事業所・自立訓練事業所)

	項 目	詳 細	目安の時期	チェック
1	利用したい事業所を決定	・就業体験後に、『卒業後に利用する事業所』を検討し、『進路希望調査』を提出する。	7～ 11月頃	☐
2	事業所の内諾を得る。	・学校が、事業所に卒業後利用可能かどうか確認する。 ※利用可能であると返事（内諾）を得たら3に進む	7～ 11月頃	☐
3	相談支援事業所の選定	・学校と相談しながら、サービス等利用計画を立ててもらう相談支援事業所はどこにするか検討する。 ※富山市のHPに掲載されている「障害福祉サービス等事業所情報」を参考にしてください。	7～ 11月頃	☐
4	相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼する	・保護者が相談支援事業所に連絡を取り、サービス等利用計画を書いてもらうよう依頼をし、了承を得る。	7～ 11月頃	☐
5	市町村への申請	・保護者が本人と共に市町村障害福祉課（注）を訪問し、事業所利用の申請をする。 ※持ち物：療育手帳、印鑑、マイナンバーカード。 注：18歳未満の場合は市町村のこども健康課	7～ 11月頃	☐
6	サービス等利用計画の作成	・相談支援事業所が利用のためのサービス等利用計画を作成する。	1～ 2月頃	☐
7	移行支援会議	・保護者は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画を確認する。 ・相談支援事業所が保護者や担任、事業所担当者など各関係機関を招集し、移行支援会議を行う。本人の実態や支援方法など、共通理解を図る。 ※相談支援事業所によっては、このような移行支援会議は開かない場合もあります。	2、3月頃	☐
	相談支援事業所がサービス等利用計画を市町村に提出			
8	支給決定 受給者証の発行	・市町村から、受給者証が発行される。	3月頃	☐
	卒 業 式			
9	利用開始	・事業所にて、利用開始。	3～4月頃	☐

※サービス開始後、相談支援専門員が事業所を訪問し、一定期間ごとにモニタリングが行われ、サービスについて検討されます。

(就労継続支援A型事業所)

	項 目	詳 細	目安の時期	チェック
1	求職登録、 重度判定の申請	ハローワークに本人、保護者が行き、求職登録、重度判定の申請を行う。 (重度判定の申請は任意です。)	夏季休業中	☐
2	利用したい事業所を 決定	- 就業体験後に、卒業後に利用する事業所を検討し、決定する。 - 保護者が学校に『進路希望調査』を提出する。	7～ 11月頃	☐ ☐
3	事業所の内諾を 得る	学校が、事業所に卒業後利用可能かどうか確認する。 ※利用可能であると返事(内諾)を得たら4に進む	7～ 11月頃	☐
4	相談支援事業所の 選定	学校と相談しながら、サービス等利用計画を立ててもらい相談支援事業所はどこにするか検討する。 ※富山市のHPに掲載されている「障害福祉サービス等事業所情報」を参考にしてください。	12月頃 までに	☐
5	相談支援事業所に サービス等利用計画 の作成を依頼	保護者が相談支援事業所に連絡を取り、サービス等利用計画を書いてもらうよう依頼をし、了承を得る。	12月頃	☐
6	市町村への申請	保護者が本人と共に市町村障害福祉課(注)を訪問し、就労継続支援A型事業所利用の申請をする。 ※持ち物：療育手帳、印鑑、マイナンバーカード。 注：18歳以下の場合はこども健康課	12月頃	☐
	※重度判定	重度判定に進む生徒についてハローワークから家庭に連絡が来た場合、本人と保護者が障害者職業センターの担当者からの聞き取りや作業などの検査を受ける。 ※後日、判定結果が自宅に届きます。大切に保管しましょう。	12月頃	☐
7	紹介状と求人票を 受けとる	- ハローワークから、利用を希望する事業所の紹介状と求人票をもらいます。 ※上記の書類は、ハローワークから学校に届きます。   - 保護者は、求人票に書かれた雇用条件などを確認し、了解であればその旨を学校に知らせます。	1、2月頃	☐ ☐

8	履歴書を作成し、事業所の面接を受ける	- 保護者は、学校と協力して履歴書を作成する。 - 本人、保護者は事業所にて採用面接を受けます。 ※持ち物：紹介状、履歴書、求人票、はんこ。重度判定で「重度」と判定された場合は、判定書類も持参します。	1、2月頃	☐ ☐
9	アセスメントを受ける	本人、保護者は、相談支援事業所でサービス等利用計画の立案のためのアセスメントを受ける。 ※相談支援専門員に、卒業後利用したい福祉サービスや事業所での目標など、希望を伝えましょう。 ※卒業後、事業所の利用開始日をいつにするのか、事業所と連絡を取って決めておき、相談支援事業所に伝えます。	1、2月頃	☐
10	サービス等利用計画の作成	相談支援事業所がサービス等利用計画を作成する。	2、3月頃	☐
11	移行支援会議	- 保護者は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画を確認する。 - 相談支援事業所が保護者や担任、事業所担当者など各関係機関を集めて、移行支援会議を行う。本人の実態や支援方法など、共通理解を図る。 ※相談支援事業所によっては、このような移行支援会議を行わない場合もあります。	2、3月頃	☐
	相談支援事業所がサービス等利用計画を市町村に提出			
12	支給決定	市町村から、受給者証が発行される。 ※サービス等利用計画が提出されれば、卒業式後から利用可能。2ヵ月間の暫定支給決定期間となります。	3月頃	☐
	卒 業 式 ※進捗状況により、手続きと卒業式が前後します。			
13	雇用契約を結ぶ。	事業所にて、雇用契約を結ぶ。 ※持ち物：印鑑。	3～4月頃	☐
14	利用開始	事業所にて、利用開始。	3～4月頃	☐
15	就労アセスメント	利用者は、事業所のアセスメントを受けます。	利用開始後	☐
16	継続利用の決定	事業所は、暫定支給決定終了後も継続して本人が利用するとした場合は、市町村に対して評価表、アセスメント、個別支援計画を提出。	暫定支給 終了2週間 前まで	☐

※サービス開始後、相談支援専門員が事業所を訪問し、一定期間ごとにモニタリングが行われ、サービスについて検討されます。

※原則3年ごとにサービス更新申請を市町村に行います。

（就労継続支援B型事業所）

	項 目	詳 細	目安の時期	チェック
1	利用したい事業所を決定	・就業体験後に、卒業後に利用する事業所を検討し、決定する。 ※第1回就業体験後に決定することが望ましい。 ・保護者が学校に『進路希望調査』を提出する。	7月頃	☐
2	事業所の内諾を得る	・学校が、事業所に卒業後利用可能かどうか確認する。 ※利用可能であると返事（内諾）を得たら3に進む	7月頃	☐
3	相談支援事業所の選定	・学校と相談しながら、サービス等利用計画を立ててもらう相談支援事業所はどこにするか検討する。 ※富山市のHPに掲載されている「障害福祉サービス等事業所情報」を参考にしてください。	7～ 8月頃	☐
4	アセスメントの就労移行支援事業所の選定、日程調整	・保護者が、アセスメントをしてもらう就労移行支援事業所はどこにするか検討し決定する。 ※富山市のHPに掲載されている「障害福祉サービス等事業所情報」を参考にしてください。 ・保護者が、就労移行支援事業所に連絡し、アセスメントの依頼をし、了承を得たら日程調整をする。	7～ 8月頃	☐
5	相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼	・保護者が相談支援事業所に連絡を取り、アセスメントのためのサービス等利用計画を書いてもらうよう依頼をし、了承を得る。	7～ 8月頃	☐
6	市町村への申請	・保護者が本人と共に市町村障害福祉課（注）を訪問し、アセスメントを行うための就労移行支援事業所と卒業後利用予定の就労継続支援B型事業所の利用申請をする。 ※持ち物：療育手帳、印鑑、マイナンバーカード。 ※18歳以下の場合はこども健康課	7～ 8月頃	☐
7	就労アセスメントのためのアセスメント	・本人、保護者は、相談支援事業所で就労アセスメントのための聞き取りを受ける。	7～ 8月頃	☐
8	サービス等利用計画の作成	・相談支援事業所が就労アセスメントのためのサービス等利用計画を作成する。	7～ 8月頃	☐
	支給決定			
9	就労移行支援事業所でアセスメントを受ける	・就労移行支援事業所で5日間の就労アセスメントを受ける。	夏季休業中	☐

10	サービス等利用計画の作成	相談支援事業所が卒業後の就労継続支援B型事業所利用のためのサービス等利用計画を作成する。	1～2月頃	☐
11	移行支援会議	- 保護者は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画を確認する。 - 相談支援事業所が保護者や担任、事業所担当者など各関係機関を集めて、移行支援会議を行う。本人の実態や支援方法など、共通理解を図る。 ※相談支援事業所によっては、このような移行支援会議を行わない場合もあります。	2、3月頃	☐
	相談支援事業所がサービス等利用計画を市町村に提出			
12	支給決定 受給者証の発行	市町村から、受給者証が発行される。	3月頃	☐
	卒 業 式			
13	利用開始	事業所にて、利用開始。	3～4月頃	☐

※サービス開始後、相談支援専門員が事業所を訪問し、一定期間ごとにモニタリングが行われ、サービスについて検討されます。

（生活介護事業所）

	項 目	詳 細	目安の時期	チェック
1	利用したい事業所を決定	・就業体験後に、本人、保護者、担任、進路支援部担当で『卒業後に利用する事業所』を検討し、決定する。 ・保護者が学校に『進路希望調査』を提出する。	7～ 11月頃	☐
2	事業所の内諾を得る	・学校が、事業所に卒業後利用可能かどうか確認する。 ※利用可能であると返事（内諾）を得たら4に進む	7～ 11月頃	☐
3	相談支援事業所の選定	・保護者が、学校と相談しながら、サービス等利用計画を立ててもらい相談支援事業所はどこにするか検討する。 ※富山市のHPに掲載されている「障害福祉サービス等事業所情報」を参考にしてください。	7～ 11月頃	☐
4	障害支援区分認定を受ける (区分3以上必要)	・18才の誕生日の2、3か月前に連絡が来る。 ※誕生日によって、以下のスケジュールが前後します。 ・<u>市町村障害福祉課（注）</u>、相談支援事業所に区分認定の手続きについて依頼する。 ・担当者から80項目の質問を受ける。（本人、保護者） ※生活介護事業所を利用する場合は、区分が3以上必要となります。（下記資料1参照：富山市ホームページより引用） 注：18歳以下の場合は市町村のこども健康課	誕生日前	☐
5	相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼	・保護者が相談支援事業所に連絡を取り、サービス等利用計画を書いてもらうよう依頼をし、了承を得る。	8～ 11月頃	☐
6	市町村への申請	・保護者が本人と共に<u>市町村障害福祉課（注）</u>を訪問し、生活介護事業所利用の申請をする。 ※持ち物：療育手帳、はんこ、マイナンバーカード。 注：18歳以下の場合は市町村のこども健康課	8～ 11月頃	☐
7	アセスメントを受ける	・本人、保護者が相談支援事業所等で相談支援員よりアセスメントを受ける。		☐
8	サービス等利用計画の作成	・相談支援事業所が卒業後の生活介護事業所利用のためのサービス等利用計画を作成する。	1～ 2月頃	☐
9	移行支援会議	・保護者は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画を確認する。 ・相談支援事業所が保護者や担任、事業所担当者など各関係機関を集めて、移行支援会議を行う。本人の実態や支援方法など、共通理解を図る。 ※相談支援事業所によっては、このような移行支援会議を行わない場合もあります。	2、3月頃	☐

	相談支援事業所がサービス等利用計画を市町村に提出			
10	支給決定	・市町村から受給者証が発行される。		☐
11	利用開始日の決定	・保護者が事業所と相談支援事業所と連絡を取り、利用開始日を決定する。		☐
	卒業式			
12	利用開始	・事業所にて、利用開始。	3～4月頃	☐

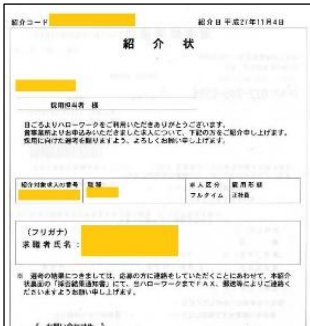
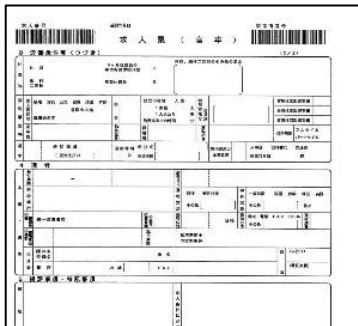
※サービス開始後、相談支援専門員が事業所を訪問し、一定期間ごとにモニタリングが行われ、サービスについて検討されます。

資料1

『区分により利用可能なサービス一覧表（障害者版）』						
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護（ホームヘルプ）						
重度訪問介護				区分4以上で次の①または②いずれにも該当する方 ①二肢以上に麻痺があり ②認定調査の「歩行」「移動」「排泄」「聴覚」「視覚」の4いずれの項目も「できる」として、以外と認定されている方		
行動援護			区分3以上で、認定調査の「行動関連項目（11項目）」の合計点が10点以上の方			
重度障害者等包括支援						※参照
短期入所（ショートステイ）						
療養介護					区分5以上の脳ジストロフィー患者又は重症心身障害者	区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
生活介護		50歳以上の方、区分2以上で利用可能				
施設入所支援			50歳以上の方、区分3以上で利用可能			
共同生活介護（ケアホーム）						

※区分6で意思疎通に著しい困難を有する方で次の(1)(2)に該当する方
 (1) 重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態の方で次の①②に該当する方
 ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
 ② 最重度知的障害者
 (2) 認定調査の「行動関連項目（11項目）」の合計点が15点以上の方

（一般企業）

	項 目	詳 細	目安の時期	チェック
1	求職登録、 重度判定の申請	ハローワークで本人、保護者が行き、求職登録、重度判定の申請を行う。 (重度判定の申請は任意です。)	夏季休業中	☐
2	就職したい企業を 決定	- 就業体験後に、卒業後に就労したい企業を検討し、決定する。 - 保護者が学校に『進路希望調査』を提出する。	7～ 11月頃	☐ ☐
3	企業の内諾を得る	学校が、企業に卒業後就労可能かどうか確認する。 ※就労可能であると返事（内諾）を得たら4に進む	9～ 11月頃	☐
	※重度判定	ハローワークから重度判定に進む生徒について家庭に連絡があれば、生徒と保護者が障害者職業センターに行き聞き取りや作業などの検査を受ける。 ※後日、判定結果が自宅に届きます。大切に保管しましょう。	12月頃	☐
4	紹介状と求人票を 受けとる	- ハローワークから、利用を希望する企業の紹介状と求人票をもらいます。 ※上記の書類は、ハローワークからまず学校に届きます。   - 保護者は、求人票に書かれた雇用条件などを確認し、了解であればその旨を学校に知らせます。	1、2月頃	☐ ☐
5	履歴書を作成し、 企業の入社試験 （面接等）を 受ける	- 保護者は、学校と協力して履歴書を作成する。 - 本人は、事業所にて入社試験（採用面接など）を受けます。 ※保護者や担任が面接時に同席するケースもあります。 ※持ち物：紹介状、履歴書、求人票、印鑑。重度判定で「重度」と判定された場合は、判定書類も持参します。	1、2月頃	☐ ☐
6	合格通知・ 内定（採用）通知を 受けとる	- 企業から合格通知・内定（採用）通知が学校に届く。 - 学校は、本人に合格通知・内定（採用）通知を渡す。 ※とても大事なものです。しっかり保管しましょう。	1、2月頃	☐

7	富山障害者就業・生活支援センターと移行支援会議	・学校で実施する、『富山障害者就業・生活支援センターとの移行支援会議』に本人、保護者が参加し、同センターへの登録を行う。 ・本人の実態や支援方法など、センターの担当者と共通理解を図る。 ※持ち物：登録書類（押印済み）、療育手帳のコピー、印鑑。	2、3月頃	☐
	卒 業 式 ※進捗状況により、手続きと卒業式が前後します。			
8	企業と雇用契約を結ぶ	・企業にて、雇用契約を結ぶ。 ※持ち物：印鑑。4月1日の初日に契約を結ぶ企業もありますし、その前に、企業で4月からの仕事開始に向けた説明会を行い、その際に雇用契約を結ぶところもあります。	3～4月頃	☐
9	就労開始	・企業にて、仕事開始。 ※4月1日に入社式がある企業とない企業があります。	4月	☐

※卒業後は、富山障害者就業・生活支援センターが企業を訪問するなどして、仕事への取り組み状況などを定期的に確認します。

本校高等部の過去3年間の進路状況

	年度	R4	R5	R6
企業就労	製 造 業			
	卸・小売り、飲食		1	
	サービス			
	農 業			
	運搬			
	包装			
	清掃			
	その他			
通所	就労移行支援事業			
	就労継続支援事業(A)	2	3	1
	就労継続支援事業(B)	8	10	9
	自立訓練	3	3	1
	生活介護	6	9	4
	地域活動支援センター			
施設入所				
家庭(在宅)			3	
進 学				
そ の 他				
合 計		19	29	15

令和6年度 進路先予定一覧

	区分	正式施設名	人数
1	就労継続支援A型	株式会社Green かたかごの里	1
2	就労継続支援B型	特定非営利活動法人プラスワン えみふる	1
3		一般社団法人eikisocialwork 就労継続支援コラーレ富山	1
4		CareerONE株式会社 すまいる・きやりあ	1
5		特定非営利活動法人きずな きずな	1
6		合同会社ミライのタネ ALSIA富山	1
7		社会福祉法人めひの野園 ウォーム・ワークやぶなみ	1
8		一般社団法人みなみとやま福祉会 わくや	1
9		特定非営利活動法人ワークハウス劔 ワークハウス劔	1
10		クリエイトジョブ株式会社 ほまれの家富山東店	1
11	自立訓練	特定非営利活動法人クラシーズ 多機能型きらり夢工房	1
12	生活介護	社会福祉法人恵風会 多機能型事業所このみ	1
13		社会福祉法人白皇山保護園 つばさの郷	1
14		特定非営利活動法人ぴーなっつ ぴーなっつ	1
15		ユノ・ホープ株式会社 じゅの一	1
16		社会福祉法人白皇山保護園 ひまわりの郷	1

※事業所の併用を含む。